

5分でわかる 相続の本②



相続税の予備知識としてご利用下さい

ご自由にお持ち帰りください

◎相続税の改正

平成27年1月より相続税の基礎控除額が変わります。

現在	$5,000\text{万円} + 1,000\text{万円} \times \text{相続人数}$
↓	
改正	$3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times \text{相続人数}$

今より相続税対策が必要な方が増えます。最低限の対策は今からしておくに越したことはありません。

細部についての申告等は税理士等に依頼することになると思いますが、一般的、基本的なことの予備知識となればと作成しました。

私共も基本的なところでアドバイスやお手伝い出来ると思います。どうぞお気軽にご相談ください。



◎節税対策の全体像

節税対策は生前から計画的に行うことが必要です。主な生前対策をご紹介します。

【生前対策】

非課税110万円暦年贈与（相続財産↓）（P3）

自宅を配偶者に贈与（最大2,000万円控除）（相続財産↓）（P4）

養子縁組（基礎控除↑累進税率↓非課税枠↑）（P5）

生命保険に加入（非課税枠↑）（P6、P7）

住宅取得等資金贈与（相続財産↓）（P8）

収益物件等を相続時精算課税贈与（相続財産↓）（P9）

その他の生前対策、死後対策については順次ご紹介いたします。

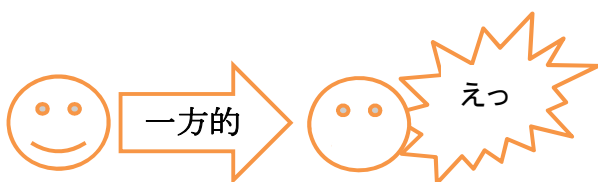


2

◎暦年贈与（節税対策）

贈与は、贈与者と受贈者の両者が「あげる」、「もらう」という明確な意思表示が必要です。また、受贈者はもらった財産を管理し、自由に処分することができる事が必要です。

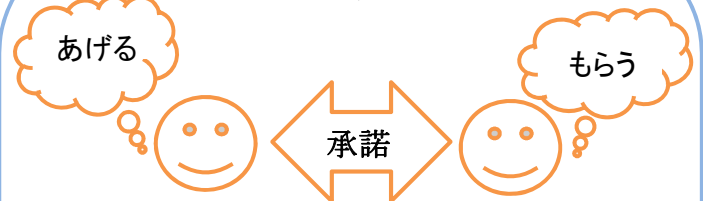
×贈与とならない



贈与として認められず、税務署が相続財産と認定して、相続税が課税される。

(例) 子供名義、孫名義の預金口座を勝手に作り、毎年110万円をその口座に移動させる。子供、孫は通帳や印鑑を管理していない。といった場合、相続税課税される可能性大。

○贈与



税務署に贈与の事実を認定してもらうため贈与の実態を明確にすることが必要。

⇒贈与契約書の作成

⇒通帳・印鑑は受贈者が管理

⇒あえて110万円超の贈与を行い、贈与税の申告納税をすることも一案

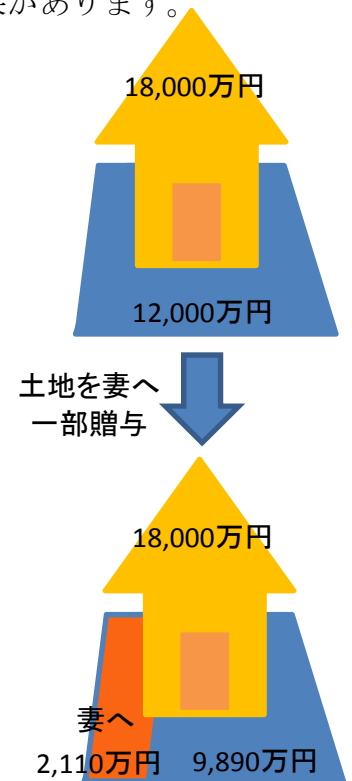
3

◎自宅を配偶者に贈与（節税対策）

配偶者への居住用不動産の贈与の特例の**最大額（2,000万円）**と暦年贈与の基礎控除（110万円）を合わせて**2,110万円**の贈与を行った場合、下記の様な（相続税）節税効果があります。

〈建物 18,000万円 土地 12,000万円 妻と長男が法定相続分で相続〉	
課税価格	建物 18,000万円 土地 12,000万円 × 20% = <u>2,400万円</u> 20,400万円
基礎控除	20,400万円 - (5,000万円 + 1,000万円 × 2人) = 13,400万円
相続税額	(妻) 13,400万円 × 1/2 × 30% - 700万円 = 1,310万円 (長男) 13,400万円 × 1/2 × 30% - 700万円 = <u>1,310万円</u> 2,620万円

〈建物 18,000万円 土地 9,890万円 妻と長男が法定相続分で相続〉	
課税価格	建物 18,000万円 土地 9,890万円 × 20% = <u>1,978万円</u> 19,978万円
基礎控除	19,978万円 - (5,000万円 + 1,000万円 × 2人) = 12,978万円
相続税額	(妻) 12,978万円 × 1/2 × 30% - 700万円 = 1,246.7万円 (長男) 12,978万円 × 1/2 × 30% - 700万円 = <u>1,246.7万円</u> 2,493.4万円

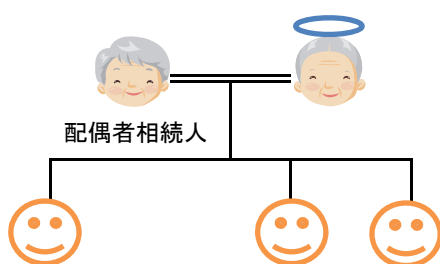


※相続開始前3年以内の贈与財産は、相続財産に加算して相続税を計算するが、上記の配偶者控除の場合は加算されない

4

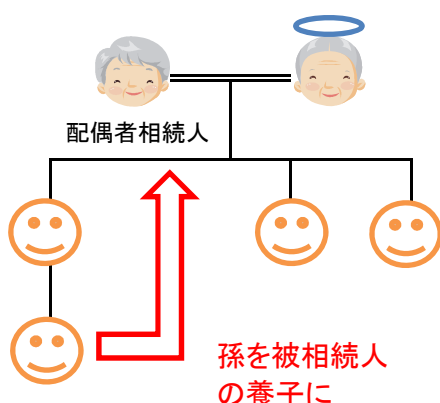
◎養子縁組（節税対策）

養子縁組により、**基礎控除額の増加、累進課税率が低下**、さらに**生命保険金等の非課税金額が増加**するため節税対策になります。



〈相続人：妻＋実子3人〉	
基礎控除額	→ 5,000万円 + 1,000万円 × 3人 = 8,000万円
相続税額	→ 妻 12,000万円 × 40% - 1,700万円 = 3,100万円 子 4,000万円 × 20% - 200万円 = 600万円 子 4,000万円 × 20% - 200万円 = 600万円 子 4,000万円 × 20% - 200万円 = 600万円 4,900万円
(課税遺産総額)	24,000万円

死亡保険金の非課税枠 → 500万円 × 4人 = **2,000万円**



〈相続人：妻＋実子3人＋養子1人〉	
基礎控除額	→ 5,000万円 + 1,000万円 × 4人 = 9,000万円
相続税額	→ 妻 11,500万円 × 40% - 1,700万円 = 2,900万円 子 2,875万円 × 15% - 50万円 = 381万円 子 2,875万円 × 15% - 50万円 = 381万円 子 2,875万円 × 15% - 50万円 = <u>381万円</u> (※1) 4,425万円
(課税遺産総額)	23,000万円

死亡保険金の非課税枠 → 500万円 × 5人 = **2,500万円**

※1：但し、別途2割加算あり

5

◎生命保険に加入（節税対策・納税対策）

500万円×法定相続人の数まで非課税限度額があり、また、相続時に現金が支払われるため納税対策にもなります。その他にも様々な効果があります。

節税対策

- ・非課税限度額（500万円×法定相続人の数）あり

納税対策

- ・相続時に現金が支払われるため納税資金が準備できる



その他の効果

- ・遺族の生活保障
- ・特別受益に該当しないため、財産を多く残したい人を受取人にすることで均等でない遺産分割が可能
- ・一時所得型にすれば他の相続人に知られずに受取可能（但し、非課税限度額は使えない）
- ・保険加入後ならばいつ相続が発生しても必要保障額を確保
- ・被相続人が保険料を支払っていた場合、税務上のみなし相続財産ではあるものの、民法上の相続財産ではないため、分割協議後まで凍結されず直ぐに使える
- ・同じ理由で、相続放棄した者も受取可能（但し、非課税限度額は使えない）

6

◎生命保険の種類（節税対策・納税対策）

節税対策及び納税対策には、終身保険が適しています。

保険の種類	内容	節税対策 納税対策
定期保険 ×	一定期間に死亡保障がある掛捨て保険。 期間満了後は保険金支払は一切なし。	保険期間が終了してしまっ た場合、節税納税対 策にならない。
終身保険 ○	生涯保証が続き被保険者の死亡時に保険 金が支払われる。	死亡時に必ず保険金が受 け取れるので、節税納税 対策に適している。
定期付終身 保険 △	終身保険契約をベースとして定期保険を 特約として付加したもの。	終身保険部分の保険金が 少ない場合、納税対策と して不十分な場合あり。
養老保険 ×	一定期間の死亡保証がある貯蓄性保険。 満期までに死亡した場合は死亡保障より 保険金が支払われる。死亡せず満期を迎 えた場合、死亡保険金と同額の満期金支 払いがある。	保険期間が終了してしま った場合、節税納税対 策にならない。

◎住宅取得等資金贈与（節税対策）

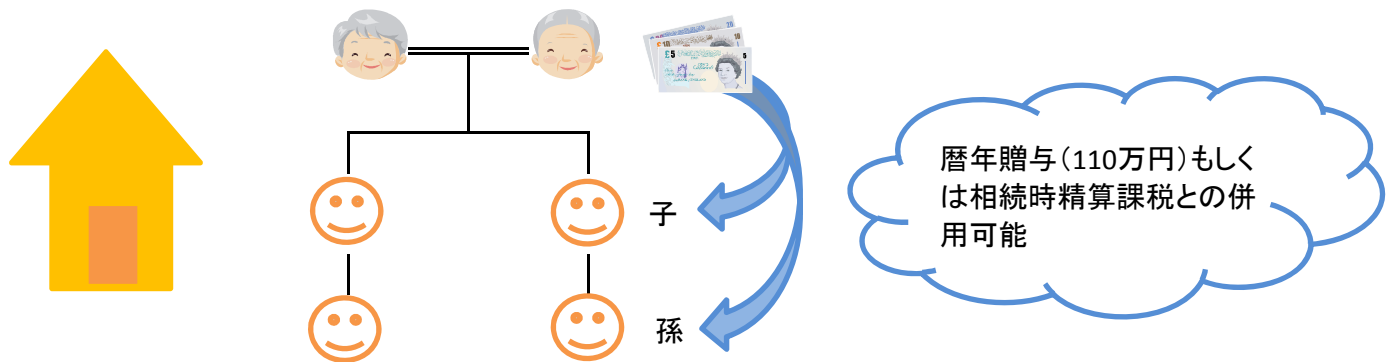
子や孫など直系卑属に住宅取得資金を贈与する場合には、一定額について贈与税が非課税になります。

〈受贈者の要件〉

- ・ 贈与者の直系卑属（子、孫）
- ・ 所得2,000万円以下 など

〈適用対象住宅の要件〉

- ・ 住宅の床面積、居住の用に供されている部分の割合が一定以上 など



8

◎相続時精算課税制度（節税対策）

非課税額2,500万円までの贈与は贈与税を課税せず相続時に税額を精算する制度です。財産の早期移転を促すために設けられた制度です。

メリット

- ⇒ 相続税を払うことが想定されない人は相続時に精算して支払うことを心配せず資産移転できる
- ⇒ 収益物件を早期に贈与することで相続財産が増加して相続税が増加することを防げる
- ⇒ 暦年課税の非課税枠110万円よりも多額の資産を、贈与時点では非課税で贈与できる
- ⇒ 精算時は、贈与時点の時価で相続税を計算するため、将来値上がりする資産を贈与すれば相続税が増加することを防げる
- ⇒ 1度に2,500万円を贈与しなくて良い
- ⇒ 贈与者それぞれで適用できる（例えば父は相続時精算課税、母からは暦年課税等）

デメリット

- ⇒ 暦年課税の非課税枠110万円は使用できない
- ⇒ 一旦選択すると途中で暦年課税に変更できない
- ⇒ 相続時に相続財産に加算して精算するので、直接的な相続財産の減少にならない
- ⇒ 選択後の贈与者からの贈与については全て税務申告が必要
- ⇒ 居住用宅地等を贈与対象とした場合、小規模宅地等の特例が使用できない
- ⇒ 贈与対象とした資産は精算時に物納対象にできない

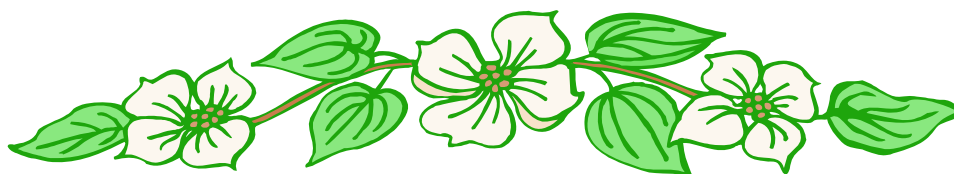
9

あとがき

本書「相続の本②」は、主に生前節税対策について代表的なものをご紹介いたしました。税の問題を全部詳細に説明するには紙面に限りがあります。それぞれの方で疑問点は違うと思いますので、個々でお尋ねください。又、死後対策については続編に譲りたいと思います。

今後とも、お友達、ご親戚で困ったことがおありの方がおられたら、ぜひ私共をご紹介ください。一生懸命考え、お役に立ちたいと考えております。又、問題によってはそれぞれ専門の司法書士、税理士、弁護士をご紹介いたしますのでまずは私共にご相談ください。

私達はみなさまの悩み解決の第一歩となるべく本書を作りました。どうぞご利用ください。



個別相談も承ります。
どうぞ遠慮なくお申し出ください。



コミュニティーステーション

オフィス・トウ・ワン

(有)ツルマキ測量事務所

鶴巻土地家屋調査士・行政書士事務所

新潟事務所 新潟市中央区笹口二丁目2番地20 ベル・カナン新潟駅南201号

〒950-0911 TEL(025)210-7765 FAX(025)210-7799

本社 五泉市村松乙228番地(五泉市役所村松支所前)

〒959-1705 TEL(0250)58-1775 FAX(0250)58-1779